

泉崎村農業委員会定例総会（５月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和６年５月１５日（水）午後１時３０分から

場 所：泉崎村役場第１会議室

2 会議構成人員（８名）

出席農業委員（７名）

推進委員（１名）

１番 箭内 一美 委員

踏 瀬 箭内 一二 委員

２番 佐川 ヒロ子 委員

３番 和泉 輝代 委員

５番 穂積 正徳 委員

６番 菊地 信治 委員

７番 大野 厚海 委員

８番 有賀 路夫 委員

3 本日の提出議案

報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について

報告第１３号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について

議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請について

4 議事録署名人

１番 箭内 一美 委員

２番 佐川ヒロ子 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 5 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

昨日、令和 6 年度前期農業委員会会長・事務局長研修会に参加してきましたのでその内容をお伝えします。

一つ目は地域計画についてです。

これは令和 7 年 3 月 31 日までに目標地図を作るということで、委員の皆さんと事務局と協力して進めていきたいと思います。ご協力お願いします。

二つ目は、食料・農業・農村基本法の一部改正と食料供給困難事態対策法案も審議されるということです。

三つ目は農振法、農地法、基盤法が改正されるということです。

そして、スマート農業の推進です。

スマート農業については国も進めているようで補助事業もあるようなので若い人はもちろん余裕のある人は考えていただければと思います。

これらの情報は、農業新聞でも確認できることですので、皆さんも情報収集のほうよろしくをお願いします。

次に、農地利用最適化実現に向けた地域計画策定支援についてです。農業委員会としても本腰を入れて活動していかなければなりません。期日が決まっているものなので、事務局と協力しながら進めていきましょう。

また、担い手育成確保対策ということで、泉崎村も担い手が少ない中で情報交換・取集が重要です。若い人とのコミュニケーションをとる機会があると思うのでぜひ、農業について PR してください。

最後に、田植の時期になりましたので農業機械による事故には十分気をつけるようお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「1 番 箭内一美委員」「2 番 佐川ヒロ子委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第 1 2 号から報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について」こちらは関連性がありますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第 1 2 号から報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より一括報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第 1 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 1 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 1 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」地区推進委員箭内一二委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内一二委員)

5月9日に現地調査をしてきました。

現在、●●●さんが管理をしていて花木が植えてありますが、水田の農作業が終わり次第1年かけて撤去作業を行うとのことで、●●さんとも●●さんとも話はついていくとのことです。今後、重機が入り伐採・抜根作業をして、畑として使用できるようにして、●●さんに引渡しをするそうです。

また、●●さんのほうも●●●さんが伐採・伐根作業等が間に合わない場合、協力して畑として使えるようにするとのことです。

今後は畑として作物を作って出荷するとのことなので大丈夫かなと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員箭内一美委員の意見をお願いします。

(箭内一美委員)

この土地は裏通りで●●から●●●に抜ける場所です。また、このエリアは●●●の会社で造園をするということで、山の上を開墾した一角になります。売手側は大きい業者にしっかり管理してもらいたいということで、今回●●さんが選ばれました。買手側も、売手側が先生だったということもあり、学生時代お世話になったということで顔見知りであるとのことです。

今現在、説明があつたとおり、花木がいっぱい植えてある状況で、一人で畑に戻して返せるという状態ではないということが見てわかる状況です。買手側の親族が土木をやっており重機をたくさん持っているということで●●●さんの様子を見ながら、売手側も約一年は猶予を見て引渡しについては判断していくということで●●●さんと話がついているとのことなので問題はないと思います。

今後は法人としてしっかり管理していくとのことなので大丈夫かなと感じました。

現在は田んぼと花木を行っているようで草がいっぱい生えている状況なので、ここがきれいに管理されるということであれば、良い方向に進むと判断しました。

審議のほどよろしくをお願いします。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(午後：1 時 57 分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

令和 5 年度最適化活動の実施状況報告について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和 6 年 6 月 17 日(月)にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村 5 月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2 時 14 分)